○厚生労働省告示第六十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第六十三条第一号の規定に基づき、基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第1号ロ関係）

イ／ロ／年齢	男子								女子					
	昭和27年4月1日までの間に生まれた者	昭和27年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	昭和29年4月2日から昭和33年4月1日までの間に生まれた者	昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者	昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた者	昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者	昭和41年4月2日以降に生まれた者						
			昭和28年4月1日までの間に生まれた者	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた者	昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	昭和36年4月2日以降に生まれた者	昭和33年4月1日までの間に生まれた者	昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者	昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた者	昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者	昭和41年4月2日以降に生まれた者
20歳以上 20歳6月以下								1.8634						2.3392
20歳6月を超え 21歳6月以下								1.9407						2.4356
21歳6月を超え 22歳6月以下								2.0214						2.5361
22歳6月を超え 23歳6月以下								2.1055						2.6407
23歳6月を超え 24歳6月以下								2.1932						2.7497
24歳6月を超え 25歳6月以下								2.2846						2.8632
25歳6月を超え 26歳6月以下								2.3797						2.9814
26歳6月を超え 27歳6月以下								2.4789						3.1044
27歳6月を超え 28歳6月以下								2.5822						3.2325
28歳6月を超え 29歳6月以下								2.6899						3.3661
29歳6月を超え 30歳6月以下								2.8020						3.5052
30歳6月を超え 31歳6月以下								2.9188						3.6501
31歳6月を超え 32歳6月以下								3.0406						3.8012
32歳6月を超え 33歳6月以下								3.1675						3.9585
33歳6月を超え 34歳6月以下								3.2998						4.1225
34歳6月を超え 35歳6月以下								3.4378						4.2933
35歳6月を超え 36歳6月以下								3.5816						4.4713
36歳6月を超え 37歳6月以下								3.7317						4.6569
37歳6月を超え 38歳6月以下								3.8882						4.8503
38歳6月を超え 39歳6月以下								4.0517						5.0520